

別表第 1（要綱第 4 関係）

施設基準（各業種共通）

- 1 施設には、区分に合わせた、次のような給水タンク及び廃水タンクを設けること。

区 分	給水・廃水タンクの容量	材質・構造
「簡易な調理のみ又は単一品目のみ取り扱い」かつ「使い捨て食器を使用する」	40 リットル程度 (最小 32 リットル)	耐水性で、給水タンクにあっては飲用適の水を保持できる構造のもの
「大量の水を要しない、2 工程程度までの簡易な調理、又は複数品目の取り扱い」かつ「使い捨て食器を使用する」	80 リットル程度 (最小 80 リットル)	
「大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行うこと」又は「通常の食器を使用する」	200 リットル程度 (最小 180 リットル)	
食肉処理業において、シカ又はイノシシを処理する場合	計画処理頭数に応じ成獣 1 頭当たり 100 リットル程度 (最小 100 リットル)	

- 2 大量の水を要する調理を行わない等衛生上支障のない場合に限り、施設に設置する手洗い設備と洗浄設備を兼用しても差し支えない。